

令和 8 年度 栃木市住宅用低炭素設備設置費 補助金申請の手引き

栃木市では、地球温暖化防止対策のため、定置型蓄電池や電気自動車充給電システム(V2H)の設置を推進しています。

【はじめにお読みください】

◎予算上限に達し次第受付終了となります。

◎申請書類に記入する際は、文字を消すことができる筆記用具(フリクションなど)は使用しないでください。

◎申請書等に使用する印鑑は、すべて同一の印鑑を使用してください。

◎申請書類の返却はできません。必要な書類は提出前にコピーをとり、控えを作成してください。

◎偽りやその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、もしくは受けようとしたときは、補助金交付決定の取り消し、補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

令和 8 年 4 月



1 補助金の概要

(1) 補助の対象となる事業

- ①市内の住宅(専用住宅、併用住宅等)への低炭素設備の設置
- ②市内の低炭素設備が付属する住宅の購入

※居住用の建物に付属する建物(車庫、納屋、離れ等)への設置も補助対象となりますが、居住用の建物へ電力を供給できることが条件となります。

(2) 補助金の対象となる設備

①定置型蓄電池

- ・発電した電力を蓄電し、分電盤を介して生活に必要なエネルギーとして供給する定置型の装置
- ・平成29(2017)年4月1日以降に設置したもの
- ・住宅に設置する太陽光発電システムに接続し、当該住宅に電気を供給することができるもの
- ・未使用のもの
- ・リース契約の場合は、当該契約にて中途解約ができないものであり、かつリース期間終了後に無償で譲渡されることが明記されているもの

②電気自動車充給電システム(V2H)

- ・分電盤と接続し電気自動車に電力を蓄電、かつ電気自動車に蓄電した電力を分電盤を介して生活に必要なエネルギーとして供給する装置
- ・令和2(2020)年4月1日以降に設置したもの
- ・住宅に設置する太陽光発電システムに接続し、電気自動車に電力を蓄電し、かつ当該電気自動車から住宅に電気を供給することができるもの
- ・リース契約の場合は、当該契約にて中途解約ができないものであり、かつリース期間終了後に無償で譲渡されることが明記されているもの

(3) 補助の回数

定置型蓄電池、電気自動車充給電システムそれぞれ1住宅につき1補助、かつ1申請者につき1回限りとします。

(4) 補助対象者

以下を満たす方が対象となります。

- ①対象事業の対象となる住宅に居住している者
- ②住宅が自己所有以外である場合は、住宅所有者の承諾書を提出できる者
- ③市税を完納している者

(5) 補助対象となる費用

- ①定置型蓄電池、電気自動車充電システムの本体費用
- ②定置型蓄電池、電気自動車充電システムの設置工事費用

※同一の物件について、国や県など他の補助金を受けている場合でも補助を受けることができます。その場合、設置費用から交付を受けた補助金の額を差し引いた額が補助対象費用となります。

(6) 補助金額

- ①定置型蓄電池
 - ・補助の対象となる費用の10%で、上限 50,000円
 - ※1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額

- ②電気自動車充電システム
 - ・一律 40,000円

(7) その他

- ・設置確認のための現地調査にご協力をお願いいたします。
(基本的に立ち会いは不要です。)
- ・補助金の交付を受けた設備の適切な維持管理をお願いします。
- ・市の施策(アンケート等)についてお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。

(8) 問い合わせ

環境課 カーボンニュートラル推進係

TEL:0282-21-2434

FAX:0282-21-2692



2 補助金の申請方法

申請は、設置完了後かつ入居日以降に行ってください。

(1) 受付期間

令和8(2026)年4月1日(水)～令和9(2027)年3月12日(金)

※受付は先着順です。

予算上限に達し次第受付終了となりますのでご注意ください。

(2) 提出書類

末尾の「提出書類チェックリスト」をご確認ください。

(3) 提出先

環境課カーボンニュートラル推進係に郵送または、窓口へ直接ご提出ください。

〒328-8686

栃木県栃木市万町9-25 2階

栃木市役所 環境課 カーボンニュートラル推進係

(4) 受付・審査

①受付

提出を受けたのち、環境課職員が書類を確認させていただきます。書類に不備・不足・その他確認事項あった場合は、環境課からご連絡いたしますので、ご対応をお願いいたします。不備等がないことを確認後、正式に申請受理となります。

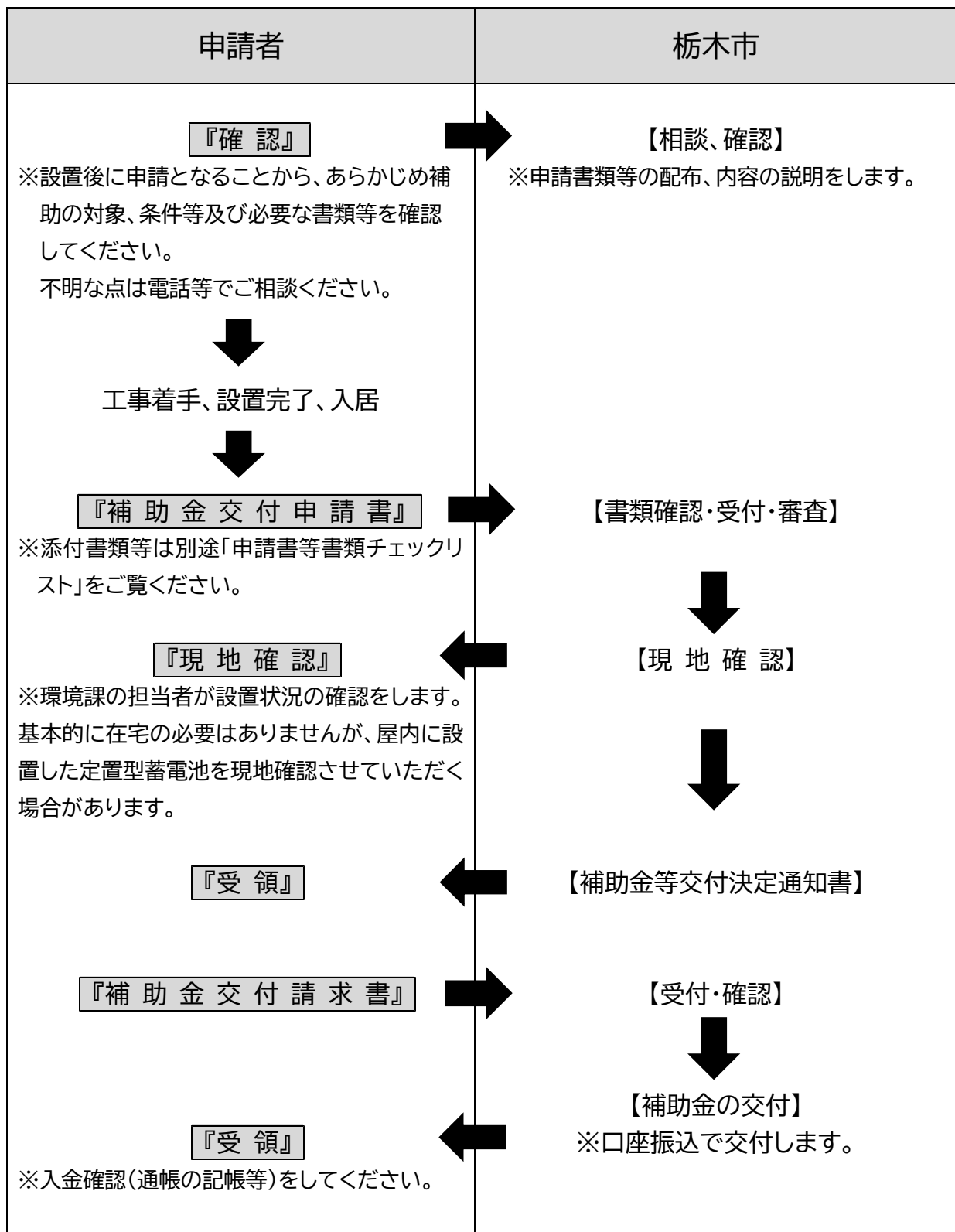
②審査

申請受理後、設備の設置確認のため現地確認を行います(基本的に申請者の立ち会いは不要です)。また、住民票・市税完納証明の提出を省略した場合は、申請者の住民登録確認、申請者の市税完納確認を行います。

③審査結果の通知

補助金交付の可否について決定を行い、交付決定通知書を申請者あてに送付いたします。なお、交付ができない場合もその旨を通知します。

(5) 補助金交付までの流れ



3 よくあるご質問

(1) 全般

	質問	回答
1	蓄電池と電気自動車充給電システムの補助金は、同時または別々に申請できますか？ 例えば、蓄電池の申請のみを行い、その後、電気自動車充給電システムの設置して申請をすることはできますか？	申請できます。 太陽光発電システムが事前に設置されている、もしくは対象機器と同時に設置する条件など、それぞれの対象機器の補助条件を満たしていれば、申請できます。
2	国、県の補助金を申請していますが、重複して栃木市の補助金を申請することはできますか？	申請できます。 ただし、国等から受け取る補助金額は、補助対象経費から控除する必要があります。
3	申請書類はどこで入手できますか？	市役所環境課の窓口、もしくは市ホームページからダウンロードできます。
4	郵送でも申請書類を受付してもらえますか？	受付できます。 ただし、書類に不備がある場合は受付できませんので、「チェックリスト」を活用いただき、書類に不備がないことをご確認のうえ、送付ください。
5	クレジットカードで決済したため領収書が出ない場合にはどうすれば良いですか？	住宅ローンやクレジットカード支払いのため、領収書が発行できない場合には、領収書の代わりとして、代金を受領したことがわかる書類(書式は任意。ただし、社印付きのもの)を添付してください。
6	窓口で申請書の書き方を教えてもらいながら作成し、提出することはできますか？	可能です。 窓口で申請書の作成をする場合は、申請者ご本人であることが条件となります。また、申請書以外にも添付書類の提出が必要となりますので、あらかじめ用意してください。 なお、担当者が不在の場合がありますので、事前に予約してください。

7	店舗兼住宅に設置した場合、申請することはできますか？	申請できます。 店舗兼住宅の場合は、住宅用低炭素設備に係る契約が申請者個人の契約であり、かつ、申請する店舗兼住宅に居住(住民票を置いている)していることが条件となります。
8	住宅の位置図はどのようなものが良いですか？	現地確認に行きますので住宅地図が良いですが、PCの地図から学校、駅等で住宅の位置がわかれば問題ありません。
9	契約書は全部コピーを取るのですか？	契約日、契約者名・捺印、業者名と社印が押してあるところをコピーしてください。
10	建物全体の写真はどのようなものが良いのですか？	現地確認時に使用しますので、住宅の外観、外壁色及び太陽光パネルの設置状況が確認できる写真を添付してください。
11	4月に市外から転入してきたのですが、市税完納証明書は必要ですか？	栃木市の税務課に確認して、市税の滞納がないことを証明する証明書を添付してください。
12	市税完納証明書、住民票が申請日より1か月以上前の物なのですが添付書類として有効ですか？	申請直近のもの(発行から概ね1か月以内のもの)を必要としますので、再取得をお願いいたします。 証明書等は、申請時期に合わせて取り寄せてください。
13	住民票をまだ移していないのですが申請できますか？	申請できません。 住民票を移してから申請になります。
14	国、県の補助金も提出したのですが、決定通知書がまだ届いていないのですが？	添付書類として必要ですので、決定通知書が届いてから、申請書の提出をお願いいたします。
15	製品カタログが手元にないのですが？	販売店の方にもらうか、PCで製造メーカーのHPから製品仕様が載っているところ(品番が分かるところ)を印刷し、提出してください。コピーでも可能です。
16	補助金等交付請求書を申請書と一緒に提出してもよろしいでしょうか？	提出可能です。 補助金交付申請書と一緒に提出も可能です。

(2) 定置型蓄電池に関すること

	質問	回答
1	コンセントから直接充電して利用する蓄電池は補助の対象ですか？	補助の対象となりません。 定置型蓄電池の補助対象機器としての条件である「住宅に設置する太陽光発電システムに接続し、当該住宅に電気を供給することができるものであること」を満たすことができないものと考えられます。
2	定置型蓄電池を先に導入し、後で太陽光発電システムを導入する場合でも、補助金の申請をできますか？	申請できません。 太陽光発電システムが事前に設置されている、もしくは同時に設置することが条件となっています。
3	太陽光発電システムと直接連系していることを確認する書類はどのようなものですか？	電力会社へ提出している「単線結線図」を想定しております。提出しているものとは別に単線結線図を作成していただいても問題ありませんが、だれの家単線結線図なのか、誰が作成したのかが分かるように作成してください。
4	平成29年4月より前に設置した定置型蓄電池は補助の対象となりますか？	補助の対象になりません。 平成29(2017)年4月1日以後に設置が完了した定置型蓄電池が補助の対象となります。

(3) 電気自動車充電システムに関すること

	質問	回答
1	電気自動車充電システムとはどのようなものですか？	V2Hといわれるもので太陽光発電システムが発電した電気を電気自動車に充電でき、電気自動車が蓄えた電力を住宅の家庭用電力として利用できる充電システムになります。
2	普通充電器は補助の対象になりますか？	補助の対象となりません。
3	電気自動車充電システムを先に導入し、後で太陽光発電システムを導入する場合でも、補助金の申請をできますか？	できません。 太陽光発電システムが事前に設置されている、もしくは同時に設置することが条件となっています。
4	太陽光発電システムと直接連系していることを確認する書類はどのようなものですか？	電力会社へ提出している「単線結線図」を想定しております。提出しているものとは別に単線結線図を作成していただいても問題ありませんが、だれの家単線結線図なのか、誰が作成したのかが分かるように作成してください。
5	令和2年4月より前に設置した電気自動車充電システムは補助の対象となりますか？	補助の対象となりません。 令和2(2020)年4月1日以後に設置が完了した電気自動車充電システムが補助の対象となります。
6	V2H 設置後の写真はどのようなものが良いですか？	車検証に記載された電気自動車(ナンバーが確認できること)とV2Hがケーブルで接続された状態を撮影したものが望ましいです。

4 提出書類チェックリスト

(1) 定置型蓄電池

- 住宅用低炭素設備設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）**
- 定置型蓄電池補助金額計算確認書（様式 蓄電1）**
 - ・補助対象経費計算の金額は、契約書、工事費用内訳書、領収書等で確認ができる金額を記入すること
 - ・設置場所は、（）内に設置場所を記載すること（例：屋外（自宅北側））
 - ・設置が完了した日、製造メーカー名、型式及び蓄電池定格容量は、保証書・カタログ等で確認できるものを記入すること
 - ・請負事業者情報は、契約書等で確認できる内容を記入すること
- 定置型蓄電池の設置に係る工事請負契約書、工事費用内訳書等のコピー**
 - ・契約日、会社名、代表者名、社印の押印など不備がないこと
 - ・蓄電1の補助対象経費計算の金額がわかる工事費用内訳書の写しを添付すること
 - ・電子契約の場合は、契約書原本とIDが一致する締結証明書等を添付
- 定置型蓄電池の設置に係る領収書のコピー**
 - ・蓄電池に係る金額がわかるものであること
- 定置型蓄電池を設置した住宅の位置図**
 - ・住宅地図、航空写真等で学校、駅、病院等が記載されており、住宅の設置場所が特定できる図であること
- 当該機器の保証書のコピー**
 - ・申請者氏名、住所、保証開始日、保証期間、販売店名等が記載されていること
 - ・出荷証明書では申請できません
- 建物全体（太陽光パネルが写っているもの）、定置型蓄電池の設置後写真**
 - ・建物全体は家の外観や外壁色がわかり、足場等がない工事後の写真であること
 - ・太陽光パネルがよく見えない場合は割付図（屋根の上の図面）を添付すること
 - ・定置型蓄電池本体に仕様が表示されている場合は、その部分を撮影し添付する
ただし、撮影が困難な位置に表示されている場合は、固定される前に撮影する
- 太陽光パネルと定置型蓄電池が連系していることがわかる電気配線図**
 - ・電気事業者に提出した単線結線図などで、太陽光パネル、定置型蓄電池、住宅文電盤、電力量計及び外部への配線までがわかる図でであること
 - ・申請者の住宅及び、電気配線図の作成した者が確認できる図であること
- 補助金振込先確認書**
- 製品カタログ等**
 - ・機器の製造メーカー名、型式、蓄電池定格容量がわかる該当箇所の写し

請求書（別記様式第6号）

- ・住所・氏名・振込口座（補助金振込先確認書に記載の口座）を必ず記入すること
- ・その他の欄（日付、領収書欄など）は記入しないこと

（以下該当する方のみ提出）

本補助金以外の補助金交付決定通知書のコピー

- ・定置型蓄電池に対する国、県などの補助を受けている場合のみ提出すること

市税完納証明書及び住民票

- ・住宅用低炭素設備設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）で「市の職員が調査することについて、同意します」にチェックを入れた場合は不要
- ・申請日から概ね1ヶ月以内のもの

(2) 電気自動車充給電システム

- 住宅用低炭素設備設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）**
- 電気自動車充給電システム補助金額確認書（様式 電充1）**
 - ・補助対象経費計算の金額は、契約書、工事費用内訳書、領収書等で確認ができる金額を記入すること
 - ・設置が完了した日、製造メーカー名及び型式は、保証書、カタログ等で確認できるものを記入すること
 - ・請負事業者情報は、契約書等で確認できる内容を記入すること
- 電気自動車充給電システムの設置に係る工事請負契約書、工事費用内訳書等のコピー**
 - ・契約日、会社名、代表者名、社印の押印など不備がないこと
 - ・電充1の補助対象経費計算の金額がわかる工事費用内訳書の写しを添付すること
 - ・電子契約の場合は、契約書原本とIDが一致する締結証明書等を添付
- 電気自動車車検証のコピー**
 - ・所有権が留保されている場合は、買主(使用者)の住所と住民票住所が一致していること
- 電気自動車充給電システムの設置に係る領収書のコピー**
 - ・当該機器に係る金額がわかるもの
- 電気自動車充給電システムを設置した住宅の位置図**
 - ・住宅地図、航空写真などで、学校、駅、病院等が記載されており、住宅の設置場所が特定できる図であること
- 当該機器の保証書のコピー**
 - ・申請者氏名、住所、保証開始日、保証期間、販売店名等が記載されていること
 - ・出荷証明書では申請できません
- 建物全体（太陽光パネルが写っているもの）、電気自動車充給電システムの設置後写真**
 - ・建物全体は家の外観や外壁色がわかり、足場等がない工事後の写真であること
 - ・太陽光パネルがよく見えない場合は割付図（屋根の上の図面）を添付すること
 - ・設置後写真は、電気自動車(ナンバーが確認できること)と当該機器を充電ケーブルで接続した状態を撮影すること
- 太陽光パネルと電気自動車充給電システムが連系していることがわかる電気配線図**
 - ・電気事業者に提出した単線結線図などで、太陽光パネル、電気自動車充給電システム、住宅分電盤、電力量計及び外部への配線までがわかる図でであること
 - ・申請者の住宅及び、電気配線図の作成した者が確認できる図であること
- 補助金振込先確認書**
- 製品カタログ等**
 - ・機器の製造メーカー名、型式がわかる該当箇所の写し

請求書（別記様式第6号）

- ・住所・氏名・振込口座（補助金振込先確認書に記載の口座）を必ず記入すること
- ・その他の欄（日付、領収書欄など）は記入しないこと

（以下該当する方のみ提出）

本補助金以外の補助金交付決定通知書のコピー

- ・電気自動車充電システムに対する国、県などの補助を受けている場合のみ提出すること

市税完納証明書及び住民票

- ・住宅用低炭素設備設置費補助金交付申請書（別記様式第1号）で「市の職員が調査することについて、同意します」にチェックを入れた場合は不要
- ・申請日から概ね1ヶ月以内のもの